

平成 22 年度

# 御殿場市水質検査計画書

# 御殿場市水道事業

## はじめに

この水道水質検査計画は、お客様に安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、御殿場市が実施する水道水の水質検査を行う場所、検査項目、検査回数等について定めたものです。

御殿場市では、従来から水質基準に適合する水道水を供給するための水質検査を実施し、検査結果をホームページ上で公表してきましたが、平成15年に水道法施行規則が改正（平成16年4月1日施行）され、平成17年度から水質検査計画の策定が義務づけられました。

ここに、平成22年度の水質検査計画を策定しましたので公表します。また、計画に基づいて実施した水質検査結果も公表し、お客様の意見等を踏まえて毎

年度計画の見直しを図っていきます。

## 平成22年度 水道水質検査計画目次

1. 基本方針 .....	1
2. 水道事業の概要 .....	2
3. 水質管理において留意すべき事項 .....	4
4. 検査項目及び頻度 .....	5
5. 検査地点 .....	9
6. 水質検査の方法 .....	10
7. 臨時の水質検査 .....	10
8. 検査結果の評価 .....	10
9. 水質検査計画及び検査結果の公表 .....	11
10. 関係者との連携 .....	11
資料 1～4 .....	12～20

# 1. 基本方針

水道水が水質基準等に適合し、安全であることを確認するため、以下の方針に基づいて水質検査を行います。

## (1) 水質検査地点

- ①浄水： 24か所の配水場ごとに、水質基準が適用される水道水の給水栓とします。（各配水場の末端の蛇口24か所の水道水）
- ②原水： 予備水源を除いた43か所の水源井戸からの取水とします。

## (2) 水質検査項目

- ①浄水： 水道法で義務づけられている水質基準項目、及び検査計画に含めることが望ましいとされる水質管理目標設定項目について検査します。
- ②原水： 浄水と同様に水質基準項目、及び水質管理目標設定項目について検査します。

## (3) 検査頻度

- ①浄水： 水道法で義務づけられている毎日検査項目、毎月検査項目及び3か月毎の検査項目は法令の定めに従って検査を行います。  
なお、3か月毎の検査項目のうち、過去の検査結果が低く検査頻度を3年に1回以上に緩和できる項目については、最低1年に1回の検査を行います。
- ②原水： 水道法で義務づけられている1年に1回の検査を行います。

## 2水道事業の概要

水道原水として富士山及び箱根山を源とする地下水を利用している本市は、水質的にも水量的にも安定した安全で良質な水道水を供給しています。

御殿場市の水道事業は、印野地区を除く上水道及び印野の印野簡易水道に区分けされており、両水道事業の給水計画は次表のとおりとなっています。

区 分	計画給水人口	計画1日最大給水量
上 水 道	86,000人	45,000 m <sup>3</sup> /日
印野簡易水道	3,000人	2,400 m <sup>3</sup> /日

また、水源は両水道とも全て地下水を利用しており、井戸から汲み上げた地下水は、配水池のタンク内での消毒・滅菌後、各家庭へ配水しています。

主な施設は、次表のとおりです。

### 上水道

配 水 場 名	容 量 (m <sup>3</sup> )	水 源 名 称	深 度 (m)	取 水 能 力 (m <sup>3</sup> /日)
1 高根第2配水場	300	1 高根第2水源	150	720
		2 水土野水源	200	1,728
2 高根第1配水場	2,200	3 高根第1-1水源	25	604
		4 高根第1-2水源	51.6	1,920
3 高根第3配水場	1,000	5 高根第3水源	150	2,470
4 上の山配水場	300	6 上の山水源	110	3,600
5 仁杉配水場	1,000	7 仁杉第1水源	130	2,016
6 東山配水場	1,500	8 東山第2水源	150	1,512
		9 東山第6水源	170	1,324
7 二の岡配水場	2,000	10 二の岡第1水源	200	3,450
		11 二の岡第2水源	250	1,900
8 滝ヶ原配水場	700	12 自衛隊第1水源	180	964
		13 自衛隊第2水源	190	1,353
		14 滝ヶ原水源	170	1,195
		15 鍋有沢水源	150	1,440
9 上合配水場	900	16 上合水源(越戸橋)	120	1,728
		17 北上合水源	84	2,001
10 大子山配水場	300	18 大子山第1水源	161	864
		19 大子山第2水源	202	2,304
11 川柳配水場	1,545	20 川柳水源	171	3,024

配水場名		容量 (m <sup>3</sup> )	水源名称		深度 (m)	取水能力 (m <sup>3</sup> /日)
12	茱萸沢第1配水場	3,300	21	茱萸沢第1水源	100	4,032
				茱萸沢第2水源(予備)	110	2,304
			22	茱萸沢第5-1水源	70.8	3,024
13	茱萸沢第2配水場	2,300	23	茱萸沢第3水源	220	3,024
			24	茱萸沢第4水源	130	3,800
	茱萸沢第3配水場	4,000	25	茱萸沢第5-2水源	100	2,448
			26	茱萸沢第7水源	130	2,160
			27	茱萸沢第8水源	200	1,900
14	永塚配水場	500	28	永塚第1水源	100	1,512
			29	永塚第2水源	133	1,008
15	馬見塚配水場	995	30	北畑水源	80	1,800
16	夏刈配水場	1,000	31	夏刈水源	150	2,448
21	杉名沢配水場	1,600	36	杉名沢第1水源	80	1,152
			37	杉名沢第2水源	130	2,304
			38	杉名沢第3水源	180	1,584
22	沼田配水場	1,350	39	沼田水源	184	1,728
			40	富士岡第1-2水源	50	2,001
23	富士岡第2配水場	400	41	富士岡第2水源	133	1,440
24	神山配水場	1,000	42	神山第1水源	68	1,008
			43	神山第2水源	302	2,304

#### 印野簡易水道

17	高区配水場	205				
18	小木原第1配水場	800	32	小木原第1水源	136	432
			33	小木原第2水源	170	820
			34	小木原第3水源	180	1,584
19	御胎内配水場	200	35	小屋入水源	140	460
20	本村配水場	210				

### 3.水質管理において留意すべき事項

お客様に供給する水道水は、金属やトリハロメタンなど、すべての項目で水質基準に適合しています。

過去には水源で地下水汚染が判明した井戸があることから、水質管理上注意すべき施設での内容を下表に示します。

原水(深井戸)	永塚1号水源
浄水(当該配水場)	永塚配水場
留意すべき事項	過去に有機塩素系溶剤による汚染があり、一時使用を休止しましたが、平成11年以降は水質基準値以下に改善されている。しかし、今後も注意を払っていく必要がある。
対象項目	テトラクロロエチレン
対処方法	当該項目に係る原水及び浄水の水質検査を増やし、常に監視する。

## 4. 検査項目及び頻度

水質検査項目及び検査頻度は、水道法はもとより市内で有害物質を使用又は排出する事業所及び農地やゴルフ場で使用される農薬等を加味して設定しました。

### (1) 法定水質検査

水質基準が適用される蛇口及び水源での水質検査項目、水質検査頻度（法定検査）は、以下のとおり実施します。

#### ① 浄水（配水場末端の蛇口 24 か所(検査地点図の ●及び◇印)）

ア 蛇口における毎日検査の 3 項目、月 1 回検査の 9 項目、3 か月に 1 回検査の 15 項目及び新規水質基準設定項目の 1 項目は、法令に基づく検査頻度で水質検査を実施します。

イ 過去の水質検査から判断して、3 か月に 1 回検査から 1 年に 1 回検査又は 3 年に 1 回検査に省略できる 26 項目については、年 1 回の水質検査を実施し、最低年 1 回の水質確認を行います。（資料 1 浄水の検査頻度の検討資料参照）

#### ② 原水（水源井戸 44 か所(5. 検査地点図の★印)から予備水源井戸を除いた 43 か所)

ア 法令に基づく 40 項目は、年 1 回の検査頻度で水質検査を実施します。

区分	番号	検査項目	水質検査を行う場所及び検査頻度				
			配水場末端の蛇口（24 か所の浄水）				原水（43 か所の井戸水）
			毎日	月 1 回	3 月に 1 回	年 1 回	年 1 回
毎日検査 (法定検査)		色、濁り及び残留塩素濃度	●				
微生物	1	一般細菌		●			●
	2	大腸菌		●			●
金属類	3	カドミウム及びその化合物			●		●
	4	水銀及びその化合物				●	●
	5	セレン及びその化合物				●	●
	6	鉛及びその化合物				●	●
	7	ヒ素及びその化合物				●	●
	8	六価クロム化合物				●	●
無機物質 消毒副生成物	9	シアン化物イオン及び塩化シアン			●		●
無機物	10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素			●		●
	11	フッ素及びその化合物				●	●
	12	ホウ素 及びその化合物				●	●
有機物	13	四塩化炭素				●	●
	14	1,4-ジオキサン			●		●
	15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1, 2-ジクロロエチレン				●	●
	16	ジクロロメタン				●	●
	17	テトラクロロエチレン				● <sup>(注1)</sup>	●
	18	トリクロロエチレン				●	●
	19	ベンゼン				●	●



区 分	番号	検査項目	水質検査を行う場所及び検査頻度					
			配水場末端の蛇口 (24か所の浄水)				原水 (43か所の井戸水)	
			毎日	月1回	3月に1回	年1回	年1回	
健康に関する項目	消毒剤及び消毒副生成物	20	塩素酸			●		
		21	クロロ酢酸			●		
		22	クロロホルム			●		
		23	ジクロロ酢酸			●		
		24	ジブromokクロロメタン			●		
		25	臭素酸			●		
		26	総トリハロメタン			●		
		27	トリクロロ酢酸			●		
		28	ブromोजクロロメタン			●		
		29	ブromホルム			●		
		30	ホルムアルデヒド			●		
水道水が有すべき性状に関する項目	無機物	31	亜鉛及びその化合物				●	●
		32	アルミニウム及びその化合物				●	●
		33	鉄及びその化合物				●	●
		34	銅及びその化合物				●	●
		35	ナトリウム及びその化合物				●	●
		36	マンガン及びその化合物				●	●
		37	塩素イオン		●			●
		38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				●	●
	その他	39	蒸発残留物				●	●
	有機物	40	陰イオン界面活性剤				●	●
		41	ジェオスミン(粉末活性炭処理)				●	●
		42	2-メチルボルネール(粉末活性炭処理)				●	●
		43	非イオン界面活性剤(新規)			●		●
		44	フェノール類			●		●
		45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		●			●
	その他	46	pH値		●			●
		47	味		●			
		48	臭気		●			●
		49	色度		●			●
		50	濁度		●			●
検査項目数			3	9	16	26	39	

(注 1) : 永塚配水場の浄水中のテトラクロロエチレンの水質検査は、月1回の頻度で実施する。

(2) 独自の水質検査

市が独自の判断で行う水質検査と検査頻度（独自検査）は、水道水質管理上留意すべきものとして目標値の定められている水質管理目標設定項目について、以下のとおり実施します。

①浄水（各配水場の末端の蛇口24か所(5. 検査地点図の◇印)）

ア 水質管理目標設定27項目のうちの農薬類及び水質基準項目と重複する6項目を除いた20項目については、年1回の水質検査を実施し、最低年1回の水質確認を行います。

イ 農薬類及び有害物質等使用工場・事業場の影響については、原水で監視するものとします。

番号	検査項目	配水場末端の蛇口(浄水)での水質検査回数	
		年1回(24か所)	水質検査を省略する理由
1	アンチモン及びその化合物	●	
2	ウラン及びその化合物	●	
3	ニッケル及びその化合物	●	
4	亜硝酸態窒素	●	
5	1,2-ジクロロエタン	●	
6	トランス-1,2-ジクロロエチレン		平成21年4月1日から検査項目から削除
7	1,1,2-トリクロロエタン		平成22年4月1日から検査項目から削除
8	トレン	●	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	●	
10	亜塩素酸	●	
12	二酸化塩素	●	
13	ジクロロアセトトリル	●	
14	抱水クロラール	●	
15	農薬類		原水で水質検査を行う
16	残留塩素	●	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		法定水質検査で実施するため省略
18	マンガン及びその化合物		
19	遊離炭酸	●	
20	1,1,1-トリクロロエタン	●	
21	メチル-t-ブチルエーテル	●	
22	有機物(過マンガン酸カリウム消費量)		
23	臭気強度 (TON)	●	
24	蒸発残留物		法定水質検査で実施するため省略
25	濁度		
26	pH値		
27	腐食性 (ソレキア指数)	●	
28	従属栄養細菌	●	
29	1,1-ジクロロエチレン	●	
30	アルミニウム及びその化合物	●	
	検査項目数	20	

②原水（水源井戸4か所）

ア 農薬類及び有害物質等使用工場・事業場の影響については、次の方針に基づいて検査項目、検査時期及び検査水源を選定し、水質検査を実施します。

- ・市内での農薬成分ごとの年間使用量が100Kg以上の農薬を対象とします。
- ・当該農薬の主な使用時期に合わせて検査時期を設定します。
- ・水源の上流1km以内にゴルフ場のある井戸を対象とします。
- ・水源の上流部に水田又は芝畑が広がっている井戸のうち、ストレーナー位置（地下水を井戸内に取り込む位置の深さ）が浅いものを対象とします。

（資料3 有害物質等使用工場・事業場の影響検討資料参照）

（資料4 農薬調査検討資料参照）

農薬類の検査計画

調査時期	種類	農薬名		水源名			
				富士岡第1-2	杉名沢第1	神山第1	東山第6
選定対象理由				農地	農地	農地	ゴルフ場
5月	殺菌剤	33	ペンシクロン				●
	除草剤	17	ベンタゾン	●	●	●	
		36	アシュラム				●
		45	メコプロップ(MCPP)	●	●	●	●
		52	メフェナセット	●	●	●	
		53	プレチラクロール	●	●	●	
		59	ブロモブチド	●	●	●	
		77	シメトリン	●	●	●	
		83	エスプロカルブ	●	●	●	
		84	ダイムロン	●	●	●	
小計				8	8	8	3
8月	殺菌剤	51	フサライド	●	●	●	
		82	プロベナゾール	●	●	●	
	殺虫剤	6	ダイアジノン	●	●	●	
		7	フェニトロチオン(MEP)	●	●	●	
	除草剤	2	シマジン	●	●	●	
		65	ジクロベニル(DBN)	●	●	●	
		72	グリホサート	●	●	●	
小計				7	7	7	
合計				15	15	15	3

## 5. 検査地点



記号	水質検査を行う場所	か所数
①～⑫	配水池(水源で汲み上げた水を消毒・貯蔵し、各家庭に配水する施設)	24
★	水源(地下水を汲み上げる井戸で、深さは50～300mあります)	44
◇～◇	配水系統の流末蛇口(月1回検査)	24
●	配水系統の流末蛇口(毎日検査)	24

## 6. 水質検査の方法

蛇口における毎日検査の3項目（色、濁り、残留塩素濃度）を除く浄水及び原水の水質検査は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣の登録を受けた「登録水質検査機関」に委託し、国の定めた検査方法に基づいて実施します。

- (1) 委託先の選定にあたっては、検査精度と信頼性の観点から、検査データ内部精度管理及び信頼性保証体制等について確認します。
- (2) 水質基準項目は、全ての項目が自社分析できる検査機関とします。
- (3) 臨時の水質検査においては、少なくとも平日3日で検査結果が出せる検査体制が整備されている検査機関とします。

蛇口における毎日検査の3項目（色、濁り、残留塩素濃度）については、各配水場から供給する水道管の流末付近に位置する家庭に委託して実施します。

## 7. 臨時の水質検査

水源又は配水場からの供給水等に次のような水質変化があり、蛇口において水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに給水を停止するとともに、必要に応じて臨時の水質検査を行います。

- (1) 色及び濁りが生じるなど、水質が著しく変化したとき
- (2) 臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき
- (3) その他、特に必要と認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息するなど、蛇口の水の安全性が確認できるまで行います。

## 8. 検査結果の評価

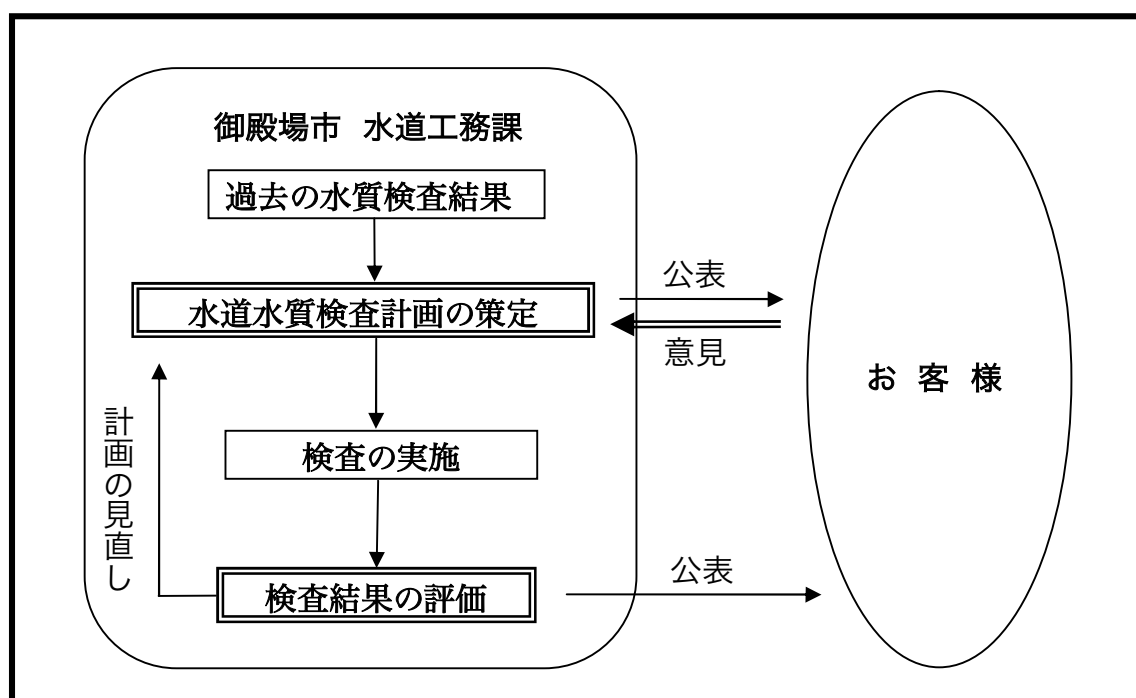
浄水の水質検査結果をもとに、水質の安全性を判定し評価を行います。原水に関しても同様の評価を行い、水質管理の指標とします。

また、水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮して毎年度見直しを行い、計画外の項目については、必要に応じて臨時の水質検査として取り入れていきます。

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表

公表した水質検査計画に基づいて水質検査を行い、その結果は一覧表として御殿場市ホームページ及び水道事業年報に掲載するとともに、水道庁舎及び市役所各支所で閲覧できるようにします。また、水質検査計画は、水質検査結果やお客様のご意見を検討・反映させながら毎年度作成します。

水道水質検査計画策定の概念図



## 10. 関係者との連携

水道水質の管理を万全なものにするために、お客様、国・県及び隣接市町との連携が必要であり、以下の取り組みに努めます。

### (1) お客様（ご利用者）との連携

お客様から寄せられる水質に関する苦情や要望には、的確に対応するよう努めます。

### (2) 国・県及び隣接市町との連携

地下水汚染等の水質汚染が発生した場合は、お客様はもとより、水道事業を所管する県の関係部署へ通報し必要な助言を受けるとともに、汚染の影響を受ける恐れのある隣接市町へ情報を提供します。

### (3) 水質検査委託機関との連携

水質汚染には、素早く的確に対応できるよう、水質検査委託機関との連携に努めます。

資料 1

浄水の検査頻度の検討資料

項目番号	定期検査項目	基準値 (ng/L)	水道法の基本検査頻度	過去(8年間の全配水池の水質検査結果の最大値) (ng/L)	過去の水質検査等から判断した検査頻度	本計画で実施する検査頻度	検査頻度の設定理由等
毎1	色	異常でない	1回/日	—	—	1回/日	省略不可項目
毎2	濁り	異常でない	1回/日	—	—	1回/日	省略不可項目
毎3	残留塩素濃度	0.1以上	1回/日	—	—	1回/日	省略不可項目
1	一般細菌	100個/ml以下	1回/月	52	—	1回/月	省略不可項目
2	大腸菌	不検出	1回/月	不検出	—	1回/月	省略不可項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	1回/3月	0.001	未 満	1回/3月	測定数不足のため省略不可
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	1回/3月	0.00005	未 満	1回/3年	1回/年
5	セレン及びその化合物	0.01以下	1回/3月	0.001	未 満	1回/3年	1回/年
6	鉛及びその化合物	0.01以下	1回/3月	0.005	未 満	1回/3年	1回/年
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	1回/3月	0.002	未 満	1回/3年	1回/年
8	六価クロム化合物	0.05以下	1回/3月	0.005	未 満	1回/3年	1回/年
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	1回/3月	0.005	未 満	—	1回/3月
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1回/3月	1.0	—	1回/3月	省略不可項目
11	フッ素及びその化合物	0.8以下	1回/3月	0.28	1回/3年	1回/年	3年に1回の検査頻度に省略 できますが、安全性確認の ため1年に1回の頻度で水質 検査を実施します。
12	ホルム素及びその化合物	1.0以下	1回/3月	0.1	1回/3年	1回/年	3年に1回の検査頻度に省略 できますが、安全性確認の ため1年に1回の頻度で水質 検査を実施します。
13	四塩化炭素	0.002以下	1回/3月	0.0002	未 満	1回/3年	1回/年
14	1,4-ジオキサン	0.05以下	1回/3月	—	1回/3月	1回/3月	測定数不足のため省略不可
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	1回/3月	0.004	未 満	1回/3年	1回/年
16	ジクロロメタン	0.02以下	1回/3月	0.002	未 満	1回/3年	1回/年
17	テトラクロロエチレン	0.01以下	1回/3月	0.002	1回/3年	1回/年(注1)	3年に1回の検査頻度に省略 できますが、安全性確認の ため1年に1回の頻度で水質 検査を実施します。
18	トリクロロエチレン	0.03以下	1回/3月	0.003	1回/3年	1回/年	
19	ベンゼン	0.01以下	1回/3月	0.001	未 満	1回/3年	1回/年
20	塩素酸	0.6以下	1回/3月	新規項目	—	1回/3月	新規項目のため省略不可
21	クロロ酢酸	0.02以下	1回/3月	—	—	1回/3月	省略不可項目
22	クロロホルム	0.06以下	1回/3月	0.006	未 満	1回/3月	省略不可項目
23	ジクロロ酢酸	0.04以下	1回/3月	0.004	未 満	1回/3月	省略不可項目
24	ジブromクロロメタン	0.1以下	1回/3月	0.01	未 満	1回/3月	省略不可項目
25	臭素酸	0.01以下	1回/3月	—	1回/3月	1回/3月	測定数不足のため省略不可
26	総トリハロメタン	0.1以下	1回/3月	0.01	—	1回/3月	省略不可項目
27	トリクロロ酢酸	0.2以下	1回/3月	0.03	未 満	1回/3月	省略不可項目
28	ブromジクロロメタン	0.03以下	1回/3月	0.003	未 満	1回/3月	省略不可項目
29	ブromホルム	0.09以下	1回/3月	0.009	未 満	1回/3月	省略不可項目
30	ホルムアルデヒド	0.08以下	1回/3月	0.008	未 満	1回/3月	省略不可項目
31	亜鉛及びその化合物	1.0以下	1回/3月	0.04	1回/3年	1回/年	
32	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	1回/3月	0.04	1回/3年	1回/年	
33	鉄及びその化合物	0.3以下	1回/3月	0.09	1回/3年	1回/年	3年に1回の検査頻度に省略 できますが、安全性確認の ため1年に1回の頻度で水質 検査を実施します。
34	銅及びその化合物	1.0以下	1回/3月	0.01	1回/3年	1回/年	
35	ナトリウム及びその化合物	200以下	1回/3月	20	1回/3年	1回/年	
36	マンガン及びその化合物	0.05以下	1回/3月	0.012	1回/3年	1回/年	
37	塩化物イオン	200以下	1回/月	13.8	—	1回/月	省略不可項目
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	1回/3月	95.4	1回/3年	1回/年	3年に1回の検査頻度に省略 できますが、安全性確認の ため1年に1回の頻度で水質 検査を実施します。
39	蒸発残留物	500以下	1回/3月	180	1回/3年	1回/年	
40	陰イオン界面活性剤	0.2以下	1回/3月	0.02	未 満	1回/3年	1回/年
41	ジェオスミン	0.0001以下	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.0001	未 満	1回/年	1回/年
42	2-メチルイソボルネオール	0.0001以下	原因藻類発生時期に月に1回以上	0.0001	未 満	1回/年	1回/年
43	非イオン界面活性剤	0.02以下	1回/3月	—	1回/3月	1回/3月	測定数不足のため省略不可
44	フェノール類	0.005以下	1回/3月	0.005	未 満	1回/3月	1回/3月
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	1回/月	2.7	—	1回/月	省略不可項目
46	pH値	5.8~8.6	1回/月	7.0~8.5	—	1回/月	省略不可項目
47	味	異常でない	1回/月	異常なし	—	1回/月	省略不可項目
48	臭気	異常でない	1回/月	異常なし	—	1回/月	省略不可項目
49	色度	5度以下	1回/月	2度	—	1回/月	省略不可項目
50	濁度	2度以下	1回/月	0.8度	—	1回/月	省略不可項目

※ 網掛け部分は、水道法で水質検査を省略できない項目です。  
 (注1) 永塚配水池の浄水中のテトラクロロエチレンの水質検査は、1か月に1回の頻度で実施する。

資料 2 (1/4)

浄水の検査頻度検討の根拠資料

省略対象 30項目について、過去8年間（平成13～20年度）の浄水水質検査結果から判断した検査頻度は、下表のゴシック太文字のとおり

- (1) 平成16年度からの新規物質及びフェノール類以外の24項目は全て3年に1回の検査に省略することができるが、安全性確認のために最低1年に1回の検査を実施します。
- (2) フェノール類、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールについては、過去の定量限界値が基準値と同じだったため、フェノール類は3か月に1回、ジェオスミン及び2-メチルイソボルネオールは、藻類の発生が考えられないので1年に1回の検査を実施します。
- (3) 測定数不足の3項目については省略せず、3か月に1回の検査を実施します。

項目番号	検査項目	単位	基準値	全配水池の最大値	基準値の1/2以下	左欄及び水源周辺の状況から判断した測定頻度			本計画で実施する検査頻度
						1/3月	1/年	1/3年	
1	一般細菌	個/mL	100 以下	52	省略対象外	—	—	—	法定頻度
2	大腸菌		検出されないこと	不検出	省略対象外	—	—	—	法定頻度
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003 以下	0.001 未満	◎			○	1回/3月
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005 以下	0.00005 未満	◎			○	1回/年
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	◎			○	1回/年
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01 以下	0.005 未満	◎			○	1回/年
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01 以下	0.002	◎			○	1回/年
8	六価クロム化合物	mg/L	0.05 以下	0.005 未満	◎			○	1回/年
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01 以下	0.005 未満	省略対象外	—	—	—	法定頻度
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10 以下	1.0	省略対象外	—	—	—	法定頻度
11	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8 以下	0.28	◎			○	1回/年
12	ホウ素 及びその化合物	mg/L	1 以下	0.1	◎			○	1回/年
13	四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満	◎			○	1回/年
14	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下		×	○			1回/3月
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	0.004 未満	◎			○	1回/3月
16	ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	◎			○	1回/年
17	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	0.002	◎			○	1回/年
18	トリクロロエチレン	mg/L	0.03 以下	0.003	◎			○	1回/年
19	ベンゼン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	◎			○	1回/年
20	塩素酸	mg/L	0.6 以下		H21年より	—	—	—	1回/3月
21	クロロ酢酸	mg/L	0.02 以下		省略対象外	—	—	—	法定頻度
22	クロロホルム	mg/L	0.06 以下	0.006 未満	省略対象外	—	—	—	法定頻度
23	ジクロロ酢酸	mg/L	0.04 以下	0.004 未満	省略対象外	—	—	—	法定頻度
24	ジブromクロロメタン	mg/L	0.1 以下	0.01 未満	省略対象外	—	—	—	法定頻度
25	臭素酸	mg/L	0.01 以下		×	○			1回/3月
26	総トリハロメタン	mg/L	0.1 以下	0.01	省略対象外	—	—	—	法定頻度
27	トリクロロ酢酸	mg/L	0.2 以下	0.03 未満	省略対象外	—	—	—	法定頻度
28	ブromジクロロメタン	mg/L	0.03 以下	0.003 未満	省略対象外	—	—	—	法定頻度
29	ブromホルム	mg/L	0.09 以下	0.009 未満	省略対象外	—	—	—	法定頻度
30	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08 以下	0.008 未満	省略対象外	—	—	—	法定頻度
31	亜鉛及びその化合物	mg/L	1 以下	0.04	◎			○	1回/年
32	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2 以下	0.04	◎			○	1回/年
33	鉄及びその化合物	mg/L	0.3 以下	0.09	◎			○	1回/年
34	銅及びその化合物	mg/L	1 以下	0.01	◎			○	1回/年
35	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200 以下	20	◎			○	1回/年
36	マンガン及びその化合物	mg/L	0.05 以下	0.012	◎			○	1回/年
37	塩化物イオン	mg/L	200 以下	13.8	省略対象外	—	—	—	法定頻度
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300 以下	95.4	◎			○	1回/年
39	蒸発残留物	mg/L	500 以下	180	◎			○	1回/年
40	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2 以下	0.02 未満	◎			○	1回/年
41	ジェオスミン	mg/L	0.00001 以下	0.00002 未満	×		○		1回/年
42	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001 以下	0.00002 未満	×		○		1回/年
43	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02 以下		×	○			1回/3月
44	フェノール類	mg/L	0.005 以下	0.005 未満	×	○			1回/3月
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	3 以下	2.7	省略対象外	—	—	—	法定頻度
46	pH値		5.8以上8.6以下	7.0~8.5	省略対象外	—	—	—	法定頻度
47	味		異常でないこと	異常なし	省略対象外	—	—	—	法定頻度
48	臭気		異常でないこと	異常なし	省略対象外	—	—	—	法定頻度
49	色度	度	5度 以下	2	省略対象外	—	—	—	法定頻度
50	濁度	度	2度 以下	0.8	省略対象外	—	—	—	法定頻度

※ 網掛け部分は、水道法で水質検査を省略できない項目です。



資料2 (2/4)

各配水池における過去(平成12~20年度)の浄水水質検査結果の最大値

項目 番号	検査項目	単位	1	2	3	4	5	6	7	8
			高根第2	高根第1	高根第3	上の山	仁杉	東山	二の岡	滝ヶ原
1	一般細菌	個/ml	7	4	1	2	6	6	1	5
2	大腸菌		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.7	0.5	0.6	0.5	0.9	0.6	0.6
11	フッ素及びその化合物	mg/L	0.16	0.17	0.19	0.21	0.28	0.21	0.2	0.16
12	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.1	0.03	0.03	<0.02	0.04
13	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
14	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	<0.001
20	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
24	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
26	臭素酸	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01
28	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
30	ブロモホルム	mg/L	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.005	0.012	<0.005	0.005	<0.005	0.016	0.008	<0.005
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	<0.01
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.4	9.0	9.1	20	10	10	12	9.1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
38	塩化物イオン	mg/L	2.2	3.7	2.1	2.3	2.6	4.1	4.3	2.1
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	58	58.4	61.9	64	62	66.4	69.1	55.3
40	蒸発残留物	mg/L	130	120	120	130	140	127	137	130
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	mg/L	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.8	0.7	0.8	1.0	0.8	0.9	0.8	1.2
47	pH値		7.7~8.5	7.7~8.4	7.7~8.5	7.0~8.3	7.7~8.4	7.3~8.2	7.2~8.4	7.7~8.5
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	<1	0.5	0.7	<1	<1	<1	<1	0.7
51	濁度	度	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.1	0.4	0.2

※ 網掛け部分は、水道法で水質検査を省略できない項目です。

## 資料 2 (3/4)

## 各配水池における過去(平成12~20年度)の浄水水質検査結果の最大値

項目 番号	検査項目	単位	9	10	11	12	13	14	15	16
			上合	大子山	川柳	茱萸沢第1	茱萸沢第3	永塚	馬見塚	夏刈
1	一般細菌	個/mL	14	13	29	2	11	6	2	27
2	大腸菌		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	<0.001
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.7	0.6	1.0	0.8	0.7	0.5	0.5
11	フッ素及びその化合物	mg/L	0.21	0.24	0.18	0.22	0.25	0.2	0.23	0.2
12	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.03	0.09	0.08	0.06	0.05	0.05	0.04	0.04
13	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
14	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.003	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.006	<0.001	<0.001	<0.001
24	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
25	ジブromクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.01	<0.002	<0.002	<0.002
26	臭素酸	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリクロロメタン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
28	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
29	ブromジクロロメタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.003	<0.001	<0.001	<0.001
30	ブromホルム	mg/L	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.005	0.009	<0.005	0.016	<0.1	<0.005	0.02	0.04
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.09	<0.03
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.1	<0.01	<0.01	<0.01
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10	12	12	11	13	10	11	11
37	マンガン及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.012	<0.005
38	塩化物イオン	mg/L	3.2	4.4	3.6	4.7	4.5	3.2	3.8	2.6
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	64.2	95.4	72	ka	75	82	75.5	80
40	蒸発残留物	mg/L	131	168	140	142	160	142	160	140
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	mg/L	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002
43	2-メチルイソホルネオール	mg/L	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	1.0	0.8	2.7	0.8	0.8	0.7	0.9	0.8
47	pH値		7.6~8.4	7.7~8.5	7.8~8.5	7.5~8.3	7.7~8.5	7.7~8.5	7.8~8.5	7.7~8.4
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	度	<1	0.6	2	2	0.6	0.5	2	<1
51	濁度	度	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.2	0.8	0.1

※ 網掛け部分は、水道法で水質検査を省略できない項目です。

資料 2 (4/4)

各配水池における過去(平成12~20年度)の浄水水質検査結果の最大値

項目 番号	検査項目	単位	17	18	19	20	21	22	23	24
			印野高区	小木原第1	印野御胎内	印野本村	杉名沢	沼田	富士岡第2	神山
1	一般細菌	個/ml	2	1	2	10	52	2	2	26
2	大腸菌		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
4	水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.002
8	六価クロム化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.6	0.8	0.6	0.6	0.8	0.7	0.7
11	フッ素及びその化合物	mg/L	0.12	0.12	0.13	0.12	0.2	0.16	0.14	<0.08
12	ホウ素及びその化合物	mg/L	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	0.04	0.02	0.03	0.03
13	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
14	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
22	クロロ酢酸	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
24	ジクロロ酢酸	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
26	臭素酸	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01
28	トリクロロ酢酸	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
30	ブロモホルム	mg/L	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
31	ホルムアルデヒド	mg/L	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.007	0.008	0.028	0.026	0.007	0.01	<0.005	0.005
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.04	<0.01	<0.01	<0.01
34	鉄及びその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.05	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.1	6.1	6.8	7.4	11	8.8	12	13
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.009	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
38	塩化物イオン	mg/L	1.5	1.3	1.8	2.1	12.0	4.9	6.1	13.8
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	42	36	49	50	70	59	58	82
40	蒸発残留物	mg/L	100	96	100	100	140	120	150	180
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン	mg/L	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002	0.00002
44	非イオン界面活性剤	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
45	フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.8	1.0	0.9	0.8	1.0	0.8	0.9	0.8
47	pH値		7.7~8.4	7.7~8.5	7.5~8.4	7.5~8.4	7.4~8.4	7.3~8.1	7.5~8.2	7.5~8.1

有害物質等使用工場・事業場の影響検討資料

P R T R法に基づく平成14年度の特定化学物質の環境への排出量、及び水質汚濁防止法に基づく平成20年度の有害物質等の使用工場・事業場の情報から、水源井戸の上流部1km以内に立地するこれら工場・事業場で使用する有害物質等に関する水源井戸水の測定・監視について検討を行った。

- (1) 対象となる水源と水質項目は、越戸橋水源と北上合水源のフッ素と、越戸橋水源の亜鉛と鉄、杉名沢第2水源の鉛と銅となる。
- (2) 鉛、フッ素、亜鉛、鉄及び銅については、水質基準項目であるため、法定水質検査で対応する。従って、法定水質基準項目以外の独自の独自の水質検査項目は設定しないこととする。

対象法	事業所名	水系	カドミウム	水銀	セレン	鉛	ヒ素	六価クロム	シアニド	フッ素	ホウ素	四塩化炭素	クロロシアン	ジクロロエチレン	ジクロロロロ	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	ベンゼン	亜鉛	鉄	銅	マンガン	フェニル類	アンチモン	ニッケル	ジクロロエタン	トリクロロエタン	トリクロロエタン	チオラム	チオベン	工場・事業所から下流部1km以内の水源名							
P R T R法	①	船沢川																																				
	②	黄瀬川		○																																		
	③	黄瀬川	△			△																																
	④	船沢川																																				
	⑤	船沢川																																				
	A	黄瀬川		○																																		
	B	黄瀬川	△			△																																
	C	黄瀬川																																				
	D	船沢川																																				
	E	黄瀬川		△																																		
	F	船沢川																																				
	G	黄瀬川		○																																		
	H	黄瀬川																																				
	I	黄瀬川																																				
	J	黄瀬川																																				
	K	船沢川																																				
L	船沢川																																					
M	黄瀬川																																					
N	黄瀬川	○																																				
O	黄瀬川																																					
P	黄瀬川																																					
Q	黄瀬川																																					
R	黄瀬川																																					
S	黄瀬川																																					
T	黄瀬川																																					
U	船沢川																																					
V	船沢川																																					
W	黄瀬川																																					
X	黄瀬川																																					

※ ○：当該化学物質を使用又は排出していることを示す。

△：当該化学物質を微量ながら使用できる可能性があることを示す。





## 農薬調査検討資料 (除草剤)

単位：kg

薬剤名	容量	含有成分	計 合 (本・袋)	使用 時期	計 成分量 (kg)	グリホ	グリア	グリン	グロ	グロ	グロ	グロ	グロ	グロ	グロ	グロ	グロ	グロ
						サート	ソ	ソ	ソ	ソ	ソ	ソ	ソ	ソ	ソ	ソ	ソ	ソ
ラウンドアップハイロード	5.5L	グリホサート塩41%	8	除冬	18	18												
クリンチャーメス ME	500cc	グリホサート4.5%・アトラチン4.5%・グリンサート15%・MPP2.4%の混合物	528	5上-下	53		53											
ザ・ワンキロ粒剤	1kg	グリホサート0.9%・グリア15%・グリンサート3.9%の混合剤	1,744	5上-下	262		262											
シヨキニーフロアブル	500cc	グロサート18%・グロサート4%の混合剤	1,708	5上-下	154			154										
カノン粒剤6, 7	3kg	グロサート(DN) 6.7%	853	除冬	171				171									
スバークスター粒剤	1kg	グリホサート5%・グリア0.2%・グリンサート1.5%の混合剤	2,297	5上-下	154					34								115
ジヨイスター1キロ粒	1kg	グリホサート0.7%・グリア0.4%・グリンサート0.4%・グロサート1.5%・グロサート1.7%の混合剤	1,664	5上-下	39		25											
ラウンドアップハイロード	500ml	グリホサート塩41%	271	除冬	56	56												
ラウンドアップハイロード	2L	グリホサート塩41%	56	除冬	46	46												
MCP液剤	5L	MPP2(グリホサート) 50%	54	除冬	135					130								
サラレックスFL	500ml	グリホサート1.7%・グリホサート1.2%・グリホサート6.6%・グリア9.5%の混合物	2,104	5上-下	100		100											
ソルネット粒剤	1kg	グリホサート4%	2,839	5上-下	114					114								
ラウンドアップM	500ml	グリホサート	411		84	84	26											
アージュン液剤	500cc	グリホサート37%	267	除冬	49													49
ザ・ワンフロアブル	500ml	グリホサート1.7%・グリア28%・グリンサート7.3%の混合剤	203	5上-下	28		28											
MCP液剤	500cc	MPP2(グリホサート) 50%	107		27					27								
シラジン水和剤	100g	CAR(グリホサート) 50%	575	除冬	29													29
ラウンドアップハイロード	1L	グリホサート塩41%	215	除冬	88	88												

※ 網掛け部分の農薬成分について水質検査を実施する。

お問い合わせ先

〒412-8601 御殿場市萩原483番地

御殿場市役所 水道工務課

電話 0550-82-4627

FAX 0550-83-4646

E-mail [komu@ci ty. got enba. shi zuoka. j p](mailto:komu@ci ty. got enba. shi zuoka. j p)

水道ホームページ

<http://ci ty. got enba. shi zuoka. j p/ sui do/>